

大和税務署からのお知らせ

担当

市民税課

☎046(252)8833
FAX 046(255)3550

令和3年分の確定申告・納付期限は、所得税および復興特別所得税（以下、「所得税等」）、贈与税は3月15日（火）、個人事業者の消費税および地方消費税（以下、「消費税等」）は3月31日（木）です。

※申告義務のない方が行う所得税等の還付申告（年末調整済みの給与所得のみ）で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方などが該当は、確定申告期間とは関係なくその年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

①確定申告作成会場

○とき 1月24日（月）～3月15日（火）（土曜日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日・27日いずれも日曜日は開場）▽受け付けⅡ午前8時30分～午後4時（提出は午後5時まで）▽相談Ⅱ午前9時～午後5時

○ところ 大和税務署

○入場整理券 当日に会場で配る他、国税庁LINE公式アカウントから事前に入手することができます

ます（混雑状況により早めに締め切る場合あり）。※車での来場はできません（公道での駐車場待ち不可）。

※相続税の相談は受け付けていません。

②イオンモール座間での税理士会の無料相談

小規模納税者の所得税等および消費税等、年金受給者および給与所得者の所得税等の申告書を作成して提出できます。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○とき 2月14日（月）・15日（火）午前10時～午後3時30分（正午～午後1時を除く）

○ところ イオンモール座間3階イオンホール（座間市役所では行いません）

○申込方法 1月5日（水）以降に事前申込サイト（<https://coubic.com/tochigi6/booking-pages#pageContent>）から申し込み（次の2次元コードからアクセス可）

○問い合わせ先 東京地方税理士会 ☎045（243）0511または同会

大和支部 ☎046（262）9779

※土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合などの複雑な内容の相談および贈与税申告の方はご遠慮ください。

◆①②共通事項

○持ち物 前年申告書の控え、源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記用具、計算器具、マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類、本人確認書類（運転免許証など）

※マスクを着用の上、少人数で来場ください。

医療費控除の明細書の添付

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し確定申告書に必ず添付してください（領収書の添付は不要）。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

公的年金などの申告不要制度

公的年金など（外国年金などは別）の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません（年金収入から所得税が差し引かれている方などが所得税等の還付を受ける場合は除く）。

※住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度への対応

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請された方でも、医療費控除などのために確定申告を行う場合は、全てのふるさと納税の内容を確定申告書に記載することが必要です。

◆ふるさと納税ワンストップ特例とは

確定申告不要の給与所得者などがふるさと納税を行った場合、ふるさと納税先の自治体が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、所得税の確定申告をせずに、住民税からふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度です。

マイナンバーの記載

税務署で申告書を提出する場合、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（自宅

1月の相談日（祝・休日と年末年始を除く）※相談はいつでも無料です。

区 分	と き	と ころ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時	市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談も可）
弁 護 士	11日夜12日 18日夜19日 25日夜26日	予約制（電話可） 市役所1階広聴人権課内相談室 ※4日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成） 分譲マンション（近隣・管理組合）	13日 14日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（13日まで受け付け）
交通事故	18日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
行政書士（国に対する要望） 司法書士（登記・少額訴訟） 不動産（取引・契約）	20日 21日 27日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分 4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
市 民 一 般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	11日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時（電話相談のみ、事前予約制） FAX046(252)8087 FAX046(252)0220
女（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
駐留軍離職者	20日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 市役所3階3-1会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
認 知 症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
社会福祉士（成年後見制度）	20日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。17日まで受け付け） 市役所4階4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX046(255)3550
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） 毎月3木曜日午前9時、10時30分（各1人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自 立 サ ポ ー ト	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児（子 育）童（て）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青 少 年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教 育 子 ども い じ め ホ ッ ト ラ イ ン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時（電話のみ）	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就 学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311

1月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（第8期）▽介護保険料（第8期）▽後期高齢者医療保険料（第7期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ）。